

1. はじめに

- 3つのコンセプトの設定
 - 世界遺産の普遍的価値の保全（既存コンセプト）
 - 屋久島憲章で定められた原則を尊重
 - 環境文化村構想の基本理念を尊重

2. 目的

→ 計画の基本的事項

- 対象範囲を屋久島全島に拡大（遺産地域、実質的な緩衝地域、周辺地域に区分）
- 計画期間の明確化（10年程度）

3. 遺産地域の概要

- 位置等
- 総説
- 自然環境（ア. 地形・地質 イ. 気候 ウ. 植物 エ. 動物）
- 社会環境（ア. 歴史 イ. 利用状況 ウ. 産業 エ. 土地所有形態）
- 遺産地域内における保護制度等 → **世界遺産としての顕著な普遍的価値及び保護担保措置**

- 遺産のOUVの記載
- 情報のリバイス
- 地図、表の追加

4. 管理の基本方針

- 管理の目標
- 管理の現状
- 管理にあたって必要な視点

- 各区分（遺産地域、緩衝地域、周辺地域）の管理等の基本的考え方（目標）を示す。
- 管理の現状について、時点修正。

ア. 生態系等の統合的・順応的な管理

- 生態系等の統合的な管理
- 生態系の順応的な管理

イ. 広域的、長期的な管理

- 広域的な視点による管理
- 地域・地球レベルでの調査研究・モニタリングフィールド
- 長期的な視点による管理

- 広域的な管理について、生態系の観点だけでなく、観光管理、環境教育、情報発信等の観点を記載。
- イ（イ）調査研究等について、5.（4）調査研究・モニタリングに統合。

ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用

- 屋久島憲章（島の自然と環境が基本的資産。資産の価値を高めながら活用等）や、エコツーリズム推進全体構想（自然資源を保全、環境文化を継承・活用、持続的な地域づくりへ寄与等）の考え方を位置付け。
- 縄文杉については、ガイド利用や登山バス、協力が定着し、保護と利用の好循環の好事例となっていることを踏まえて、より一層推進することを記載。

エ. 森林と人とのかかわりの歴史を踏まえた管理

- 人と森の関わり方についての記載を分厚く。
- 山の神の日や小杉谷の位置づけについて記載。
- 「環境文化」という考え方を記載。

オ. 地域や様々な主体との連携協働

- 遺産地域の管理に直接関わっていない一般の地域住民への情報発信、理解促進について記載。
- 島内外の民間企業、観光客も含めた一般市民との関係深化を通して、応援者になってもらうことを記載。

5. 管理の方策

(1) 生態系と自然景観の保全

- 基本的な考え方
- 生態系の保全
 - （ア）植物 （イ）動物
 - （ウ）西部地域の生態系（新規）
- 自然景観の保全
 - （ア）高層湿原 （イ）ヤクスギの巨樹・巨木
 - エ. 外来種や病害虫等への対応

< 固有種・希少種 >

- 1種たりとも絶滅させないことを目標として記載

- 周辺地域における菌従属栄養植物種とその生育地である暖温帯常緑広葉樹林について、森林施業上の配慮や保護措置を行うことを記載。

< 西部地域の生態系 >

- 照葉樹林・ヤクシカ・ヤクシマザルの関係に代表される生態系の学術上、観光利用上の重要性和、保全の必要性を記載。

- シカ対策にあたっては、捕獲を特定エリアに限定したゾーニング管理とモニタリングデータを重視した順応的な管理を進めることを記載。

< 動物（ヤクシカ） >

- 植生の保全を最優先としつつ、ヤクシカも生態系の構成要素であることをふまえ、バランスがとれた状態を目指すことを記載。

< 高層湿原 >

- 屋久島高層湿原保全対策（2022）に基づき、人為的影響による短期的遷移を抑え、自然の遷移にゆだねる状態に誘導すること等を記載。

(2) 自然の適正な利用

- 基本的な考え方
- 利用の適正化
- 主要な登山道や地域ごとの利用方針
 - （ア）荒川登山道
 - （イ）宮之浦岳登山道
 - （ウ）宮之浦岳ー縄文杉縦走路
 - （エ）太忠岳登山道
 - （オ）西部地域
- 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理
- エコツーリズムの推進

- 計画の基本的考え方として、山岳部ビジョンの未来像、基本方針を位置づける。

- 持続的な観光を目指すとともに、利用の質の向上、保護と利用の好循環等の実現のために、戦略的な誘客と管理に向けた計画を立てることを記載。

- ガイド登録認定制度、協力金、マイカー規制等を安定的に運用していくことを記載。

- 主要な登山道の利用方針として、山岳部ビジョンの利用体験ランクを引用しつつ、主要登山道におけるランクの位置づけを記載する。縄文杉については、自然と人との関係性を考えるシンボルとして、周辺の低木の取扱いについて記載。また、緩衝地域で利用者の多いエリアであるヤクスギランド、白谷雲水峡の利用の方針を記載。

- 西部地域の利用方針として、「屋久島の一周道路整備のあり方について」（H11.3, 屋久島の一周道路整備検討委員会）における提言に準拠して記載。

(3) 関係行政機関の体制

(4) (3) 調査研究・モニタリング及び巡視活動

- 4. イ（イ）の調査研究等を統合（遺産地域は重要な研究フィールドであること、関係行政機関は研究者等と連携して調査研究、モニタリングを実施すること等を記載）
- 調査研究・モニタリング成果を島内外に広く情報提供・還元し、遺産管理や理解促進、人材育成に貢献することを記載。

(5) (4) 地域との連携・協働

(6) (5) 民間企業等との連携・協働

- 一般の地域住民への情報発信と理解促進について記載。
- ガイドや地域が具体的な取組に関与できるような仕掛けづくり・機会の創出について記載。
- 環境文化財団との連携を一層推進することを記載。
- ガイド事業者について、行政機関のパートナーとして連携・協働を一層進めることを記載。
- 屋久島里めぐりの充実や、久島学ソサエティとの更なる連携について記載。
- 登山者の協力や島内外の民間企業等との関係深化、国内の他の遺産地域との連携について記載。

(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発

- 関係機関が連携し、屋久島の子供が自然と関わることのできる機会の創出、学校と連携・協力した体系的な環境教育の推進を記載。
- 環境文化を踏まえた環境文化財団の役割、連携について記載。
- 小杉谷について、地元の子供たちが学ぶ機会を充実させ、教育型エコツアーの造成を図ることについて記載。
- 教育、情報発信の拠点として、関係機関の施設を位置づけ。

(7) 情報の発信と普及啓発

- 世界遺産が世界と繋がる制度であることを認識し、自然と人間が共生するスタイル（100%水力発電、山岳信仰）そのものを積極的に発信することを記載。
- 関係機関による統一かつ積極的な情報発信について記載。
- 民間事業者と連携・協力した多角的な情報発信について記載。

6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項

- 計画の実施 → 関係行政機関の体制
- 計画の見直し → 科学的知見に基づく順応的な管理体制及び地域との協働型管理体制
- 資金